



キラリ☆亀岡 おしらせ

No.811
3月10日
3月25日

発行：亀岡市 / 市長公室 秘書広報課

〒621-8501 亀岡市安野野々神8番地 TEL 0771-22-3131(代)、FAX 0771-24-5501 **電子メール**▶ office@city.kameoka.kyoto.jp
ホームページ▶ http://www.city.kameoka.kyoto.jp/ **フェイスブック**▶ http://www.facebook.com/kameokacity

もくじ

- ☆案内…1～12ページ
- ☆催し…12～13ページ
- ☆募集…13～14ページ
- ☆スポーツ情報…14～15ページ
- ☆保健センターからのおしらせ
…15ページ
- ☆各種無料相談…16ページ
- ※詳しいお問い合わせは **問**へ



開発許可等の権限移譲のお知らせ

4月1日より開発許可等の権限が京都府から亀岡市に移ります。そのため、開発許可等の事前の相談や申請については、亀岡市が窓口となります。

また、開発登録簿の閲覧（平成29年4月1日以前の登録簿も含む）なども亀岡市で行います。
※建築計画概要書については、これまでと同様に南丹土木事務所で確認してください。

問 市役所 2階都市計画課
TEL25-5047、FAX23-5000
※詳しくは市ホームページへ
http://www.city.kameoka.kyoto.jp/sangyo/kenchiku/kaihatsu/index.html

（都市計画課）

公共下水道供用開始に伴う縦覧

公共下水道を供用する次の地域を対象に、関係書類の縦覧を行います。

期間 3月16日（木）～30日（木）〔閉庁日を除く〕

ところ 上下水道部下水道課（北古世町）

供用開始日 3月31日（金）

対象地域 大井町並河、篠町篠ほか

問 上下水道部下水道課
TEL25-6764、FAX22-6336
（下水道課）

臨時福祉給付金（経済対策分） 申請受付のご案内

消費税率引上げの影響で負担が大きい人への支援策として「亀岡市臨時福祉給付金（経済対策分）」（1人につき1万5千円の給付金）を支給します。

【支給対象】

平成28年度市府民税が非課税の人（ただし、市府民税課税者に扶養されている人、生活保護の受給者などは除く）
※支給対象となる可能性がある人には3月17日以降に世帯主あてに申請書を送付します。
※支給対象となる人で3月中に申請書が届かない場合や、修正申告などで新たに支給対象となる場合は問い合わせてください。

※申請先は昨年（平成28年）1月1日時点でお住まい（住民票

があった）の市町村です。

【申請方法】

申請書に記入し、同封の返信用封筒により郵送で提出してください。

【申請期間】

3月21日（火）～7月21日（金）
＜消印有効＞

※添付書類は申請書に同封する留意事項で確認してください。

【その他】

平成28年度臨時福祉給付金（1人につき3千円）の申請受付は3月1日で終了しました。

問 「亀岡市臨時給付金事業実施本部」専用ダイヤル
TEL25-5093

（地域福祉課）

亀岡市の人口と世帯数

（平成29年1月31日現在）

人口		90,332人 (△52人)
内訳	男	44,014人 (△11人)
	女	46,318人 (△41人)
世帯数		38,475世帯 (△2世帯)
1月に転入した人		157人 (△4人)
1月に転出した人		161人 (△12人)
1月に生まれた人		45人 (△1人)
1月に死亡した人		93人 (6人)

（ ）内は前月比増減数

亀岡市は平成28年（2016年）熊本地震被災地の復興を支援します